



学長補佐（評価担当）の就任について

- ・教育文化学部 志立 正知 教授 が学長補佐（評価担当）に就任しました。
（任期：平成22年6月15日～平成23年3月31日）

評価センター評価委員会 学外委員について

- ・評価センター評価委員会学外委員の交替
伊藤 郁夫 協伸工業株式会社 技術顧問
（任期：平成20年4月1日～平成22年3月31日）から
対馬 雅己 秋田工業高等専門学校 副校長・教授
（任期：平成22年4月1日～平成24年3月31日）に交替しました。

評価センター評価委員会専門部会の設置

- ・全学的な事項に係る自己点検・評価や外部評価に係る企画・立案等については、現在、評価センターと評価委員会が連携し進めていますが、これらの業務を更に機動的に行うため、秋田大学評価センター評価委員会規程第9条の規定に基づき、「評価センター評価委員会専門部会」を設置しました。（平成22年6月15日 学長裁定第166号）

実績報告書等の提出について

- ・「平成21事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書」を国立大学法人評価委員会へ6月末日に提出しました。
- ・「平成20,21年度中期目標の達成状況報告書」・「学部・研究科等の現況分析」を(独)大学評価・学位授与機構へ6月末日に提出しました。
- ・国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第33条の規定に基づき、「第1期中期目標期間における事業報告書」を文部科学省へ6月末日に提出しました。

※ 標記報告書作成にあたっては、各部局からご協力をいただきありがとうございました。

国立大学法人等評価実務担当者連絡会について

- ・6月17日（木）に文部科学省において「第2期中期目標期間における国立大学法人評価」に係る説明会がありました。概略は、次のとおりです。

1. 中期目標期間評価

(1) 「暫定評価」は実施しない。

- ・第2期中期目標期間終了後の平成28年度にのみ実施する。

(2) 教育研究の中期目標期間評価を効率的に実施する。

- ・中期目標の達成状況の評価は、現況分析の結果を十分に活用しつつ行う。
- ・学部・研究科等の現況分析は、大幅に簡素化して、効率的に実施する。
(例) ◇質の向上度の判定は、第1期末の現況分析結果と比較する。
◇大学情報データベースや認証評価資料を活用する。

2. 年度評価

(1) 教育研究

○「教育研究等の質の向上の状況」は大幅に簡素化する。

- ・実績報告書の「全体的な状況」欄への総括的な記載のみを求める。
(年度計画ごとの進捗状況の記載は求めない。)

(2) 業務運営等

○業務運営・財務内容等の状況は大幅に簡素化し、3年終了時の評価のみ、詳細な記載を求める。

<各事業年度の評価>

- ・「全体的な状況」欄、「特記事項」欄の記載のほか、年度計画の事項については、自己評価（4段階）を記号で記載する。

<中期目標期間の3年終了時（平成25年度）に実施する平成24年度評価>

- ・全ての事項（「全体的な状況」、「項目別の状況」、「特記事項」）について平成24事業年度の進捗状況を記載する。なお、共通の観点に係る取組状況については、平成22～24事業年度（3年分）について記載する。

3. その他

(1)「共通事項に関する観点」等を大幅に精選する。

- ・政策評価・独立行政法人評価委員会（総務省）の指摘事項等に精選し、中期目標期間の3年終了時（平成25年度）及び中期目標期間終了時に評価する。なお、名称を「共通の観点」として統一する。

(2)大学の個性・特色を明確化するため様式を整理する。

- ・学長のリーダーシップの下、取り組んだ事例を総括して記載する等、実績報告書の様式を整理する。

《留意点》

- ・第1期に各法人において評価の実施体制がほぼ整備されたこと等を踏まえ、法人の自主性・自立性を尊重しつつ、教育研究の特性や評価負担の軽減に配慮し、第2期はより効率的な評価とするものである。各法人には、改善の趣旨を踏まえた着実な自己点検・評価の取組が求められる。
- ・国立大学法人の社会的説明責任の観点から、各国立大学法人及び社団法人国立大学協会において、教育研究活動に係る情報の積極的かつ分かりやすい公表の促進に向けた一層の取組が行われることが期待される。

※「第2期中期目標期間における国立大学法人評価」に係る関係書類は、国立大学法人評価委員会総会（6月28日）終了後に、各法人へ通知される予定です。